

緊急消防援助隊活動費負担金

【確保額】 19.8億円(予備費)

※ R6.1.26予備費で確保済の8.3億円及び
R6予算額0.1億円を合わせた28.2億円が
今回の能登半島地震における負担金の総額

【事業概要】

- 令和6年能登半島地震による被災者の救助・捜索について、地元消防本部のみでの対応が困難な状況を踏まえ、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用を国費負担するもの。

【今回の予備費により負担する主な経費】

- 1月22日以降の隊員の手当や、鉄道費等の旅費、活動のために使用した車両等に係る修繕料、活動のために要した燃料費や消耗品費等。

※R6.1.26 予備費では、1月21日までの活動に係る隊員の手当の一部を措置。

